

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	4	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	30-1	許認可等の内容	職業訓練指導員試験(試験以外により判断する場合)	
<p>(職業訓練指導員試験)</p> <p>第三十条 職業訓練指導員試験は、厚生労働大臣が毎年定める職業訓練指導員試験に関する計画に従い、都道府県知事が行う。</p> <p>2 前項の職業訓練指導員試験(以下「職業訓練指導員試験」という。)は、実技試験及び学科試験によつて行なう。</p> <p>3 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。</p> <p>一 第四十四条第一項の技能検定に合格した者</p> <p>二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>4 前項第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。</p> <p>5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、第二項の実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>6 第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	資料番号	4	担当課	労政雇用課																						
			30-1	許認可等の内容	職業訓練指導員試験(試験以外により判断する場合)																							
<p>職業能力開発促進法施行規則 (試験の免除)</p> <p>第四十六条 都道府県知事は、次の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免除を受けることができる者</th> <th>免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</td> <td>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td>免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者</td> <td>実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td>職業訓練指導員免許を受けた者</td> <td>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</td> </tr> <tr> <td>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</td> <td>実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</td> <td>学科試験のうち指導方法</td> </tr> <tr> <td>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)に合格した者</td> <td>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)</td> </tr> <tr> <td>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</td> <td>学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</td> </tr> <tr> <td>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</td> <td>学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</td> <td>学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td>学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</td> <td>学科試験のうち関連学科</td> </tr> </tbody> </table>							免除を受けることができる者	免除の範囲	免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
免除を受けることができる者	免除の範囲																											
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科																											
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部																											
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)																											
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部																											
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法																											
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)																											
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)																											
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科																											
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科																											
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科																											

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	4	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	30-1	許認可等の内容	職業訓練指導員試験(試験以外により判断する場合)	
免除を受けることができる者				免除の範囲		
別表第十一の三の免許職種に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者				別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験		